

山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び
規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年4月1日から、山口県市町総合事務組合同規約（平成18年指令平18市町第815号）第3条第6号に規定する事務の対象とする非常勤の職員及び同条第8号に規定する事務を共同処理する団体を変更すること並びに同規約を以下のとおり変更する。

山口県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約
別表第2の8の項中「美祢市」を「美祢市、山陽小野田市」に改める。
別表第3を次のように改める。

別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とする非常勤の職員（第3条関係）

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
山口市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
山陽小野田市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

附 則

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山口県市町総合事務組合同規約別表第3の規定は、この規約の施行の日以後に被災する非常勤の職員について適用し、同日前に被災した非常勤の職員については、なお従前の例による。

以上のとおり協議を行った。

令和2年3月27日

● ● ● ● ● 長 